平成２２年（フ）第３１１１号
千葉県習志野市津田沼５―14―１―303、住民票上の住所千葉県習志野市津田沼４丁目10―８―301
破産者　遠藤　寿幸
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５１６号
神奈川県川崎市川崎区渡田１丁目17―１―901
破産者　長内　克磨
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１０３号
神奈川県平塚市横内3931　県営横内アパート６―105
破産者　小畑　　彰
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１７２号
千葉県船橋市中野木１丁目７－３―105
破産者　門脇　友子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１８２号
東京都調布市下石原２丁目13―５―102
破産者　大泉　哲太
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１８９号
東京都東久留米市幸町１丁目14―８―309
破産者　秦　美最穂
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２２１号
神奈川県南足柄市狩野408
破産者　江端　　潤
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３０号
神奈川県横浜市青葉区しらとり台46―９
破産者　小森　秀人
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２５１号
東京都板橋区板橋２丁目44―10―103
破産者　砥石　正幸
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２５５号
埼玉県さいたま市西区三橋５丁目975―７　グレイスヒル三橋Ｂ107
破産者　金子　典大
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２５号
東京都江戸川区東葛西５丁目２―18―1304
破産者　武松　貞明
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３４９号
神奈川県横浜市港北区仲手原２丁目６―11
破産者　小川　和久
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３７８号
東京都葛飾区東金町２丁目６―18
破産者　河野　孝史
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３９１号
東京都町田市小野路町2431―１―405
破産者　望月　　猛
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２７号
埼玉県草加市瀬崎町1366―25
破産者　伊部　敦子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４６３号
東京都江戸川区南葛西１丁目１－１―1110
破産者　奥村　節子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４９３号
東京都足立区東和４丁目16―８―301
破産者　関根眞美子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４９９号
神奈川県横浜市南区永楽町２丁目20　ストーク大通り公園第１Ｂ１
破産者　大野　一彦
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５１０号
埼玉県川口市西川口４丁目７－３―204
破産者　小林　良和
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５１１号
千葉県君津市南久保３－６―27　ニューハイツ苅込Ｂ203、住民票上の住所千葉県君津市中野６丁目１―22―202
破産者　遠藤　和成
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５０号
東京都足立区入谷２丁目３―21
破産者　高橋由美子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部